

改正対照表方式を法律案で採用する場合の課題について

別紙のとおり、平成15年当時、内閣官房・内閣法制局が、各府省の了解を得て自民党に提示した「新たな改正方式について（検討状況）」においては、改正対照表を用いた新たな改正方式（新方式）の概要を示すとともに、実施に当たっての前提として、次の2点について、あらかじめ与野党間で合意いただくことが必要とした上で、実施のプロセスとして、実施上の問題点等を明らかにするため、更に検討を要する技術上の問題点の検討と並行して、新方式によることができるものから、順次、新方式を試行することも検討としていたところ。

前提1 新方式において、国会審議の対象は改正規定としての法的効力を有する部分（傍線部分等）のみであり、それ以外の部分は参考記載部分で、仮に参考記載部分において誤記があったとしても、法案の誤りとはされないこと。

前提2 新方式の実施の過程で、新方式と改め文方式が併存することが考えられ、この場合、どちらの改正方式であっても国会審議上の取扱いに差が設けられないこと。

今回の検討に当たっては、前提1については、ITの活用により参考記載部分を含めてその正確性の確保は容易であるとの認識に基づき、改正対照表の全体について正確性を確保する必要があること、前提2については、ごく一部の例外を除き、新方式に統一することが求められ、例外への該当性の判断如何によって国会審議上の取扱いに差ができる可能性があることを十分に踏まえて、以下の点についてご意見を賜りたい。

1 新方式の適用範囲（改め文との使い分け）

- (1) 業務の効率性や国民に対する分かりやすさ（ホームページの活用等の法案以外の工夫を含む。）の観点を踏まえて、新方式の適用範囲についてどのように考えるか。
- (2) 原則として新方式に統一することが可能か。例えば、早期に提出を要する大部な法律案における適用の可否について。
- (3) 法的拘束力を有する部分と参考記載部分の明確な区分が認められない場合、新方式を採用することに支障が生じないか。例えば、①正確性の確保のために要する業務量の増大や法案の誤りとされるリスクへの対応が可能か、②同一の条項を他の法律により改正する場合（他の法律自体成立していない場合や、成立していても施行の順序が未確定である場合等（別添例等））において改正前後の条項を確定することができるか等。
- (4) 新方式によることが不可能ではないとしても、明らかに非効率な場合や、一部改正法の一部改正等において四段表を利用する場合などかえって分かり難くなる場合がないか。
- (5) 上記(2)から(4)までにおいて、新方式によることが適当でない場合があるとすると、それを例外事由としてあらかじめ網羅的に抽出することが可能か。また、新方式を採用していないことを理由として、国会審議上の取扱いに差を設けられることのリスクへの対応は可能か。

2 その他の技術上の問題点について

平成15年当時、更に検討を要するとされていた技術上の問題点のうち、次の点についての意見

- (1) 印刷、校正等に要する時間の増大への対応
- (2) 紙量の増大の抑制方策
- (3) 参考記載部分と法的拘束力を有する部分の明確な区分が認められると仮定して、その参考記載部分のチェック等の省力化方策

3 その他の新方式への移行に関する全般的な意見